

建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、徳島市水道局建設工事請負業者選定要綱（以下「選定要綱」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札及び同条第2項に規定する公募型指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）に係る業者の選定について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象となる工事)

第2条 この運用基準の対象となる工事は、一般競争入札等に係る工事とする。

(業者数)

第3条 業者数は原則として下記に記載された業者数とする。ただし、特別な技術を要する工事等特に理由があると認められる場合はこの限りでない。

- (1) 予定価格が5千万円未満の工事については、12業者以上とする。
- (2) 予定価格が5千万円以上の工事については、15業者以上とする。

(参加条件)

第4条 一般競争入札等に参加できる業者は、特別な技術を要する工事及び他の要綱等で規定のあるものを除き、配水管布設業者及び徳島市内に建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所（以下「本店」という。）を有する業者（以下「市内業者」という。）とする。ただし、市内業者数が前条で規定する業者数に満たない場合、徳島市外に本店を有する業者（以下「市外業者」という。）の参加を認めるものとする。

(配水管布設業者及び市内業者の参加資格)

第5条 一般競争入札等に参加できる配水管布設業者及び市内業者の等級等の取扱は次のとおりとする。ただし、特別な技術を要する工事等特に理由があると認められる場合はこの限りでない。

- (1) 水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱により作成された当局の有資格者名簿（以下「登録業者名簿」という。）に登載されている業者とする。
 - (2) 水道施設（配水管布設等）工事については、選定要綱で等級が定められている配水管布設業者で、選定要綱別表に定められている等級別標準発注金額の予定価格の案件に参加することができる。
 - (3) 水道施設（配水管布設等）工事以外の参加資格については、市長部局の例による。
- 2 一般競争入札等に参加できる配水管布設業者及び市内業者は、特殊な工法を用いた工事及び専門性が高いと認められる工事について、原則として過去5年間に同種の工事の元請実績もしくは下請実績、共同企業体における代表者もしくは構成員としての元請実績及び当局の指名実績のいずれかを有することとする。

(市外業者の参加資格)

第6条 一般競争入札等に参加できる市外業者の等級等の取扱は次のとおりとする。

(1) 登録業者名簿に登載されていることとする。

(2) 水道施設工事については、最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における当該工事と同一工種の総合評定値が900点以上であることとする。

(3) 水道施設工事以外の工事については、最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における当該工事と同一工種の総合評定値が1000点以上であることとする。

2 一般競争入札等に参加できる市外業者は、特殊な工法を用いた工事及び専門性が高いと認められる工事について、原則として過去5年間に同種の工事の元請実績、共同企業体における代表者としての元請実績のいずれかを有することとする。

(市外業者の参加資格の特例)

第7条 第6条第1項の規定にかかわらず、該当する業者数が第3条に規定する業者数に満たない場合は、最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における当該工事と同一工種の総合評定値を引き下げるものとする。

(その他)

第8条 この運用基準に定めのない事項については、そのつど水道局長がこれを定める。

附 則

この運用基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成21年6月1日から施行する。